

給与と支払者の所在地等を記入します

平成25年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

保・配特

所轄税務署長 横浜中 税務署長	給与の支払者の名称(氏名) ビジネスサポートセンター株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 ソウム タロウ
	給与の支払者の所在地(住所) 神奈川県横浜市神奈川区磯子区磯子4-1-1	

所得が給与と所得だけで、給与の収入金額が12,315,790円を超える場合は合計所得金額が100万を超えるため配偶者特別控除を受けることができません。

次の①②の場合は配偶者控除を受けることが出来る配偶者の合計所得金額が38万以下の人、又は76万以上の人は配偶者特別控除の適用を受けることができません。
① 配偶者が給与と所得だけで、収入金額が103万以下又は141万以上
② 配偶者の所得が公的年金等の雑所得だけで、その額が158万以下又は196万以上(配偶者の年齢が65歳未満の場合は108万以下又は1,513,334円以上)である人

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は生保期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)	給与の支払確認
1 税務生命	確定	10年	総務 太郎	総務太郎 本人	25,000円	25,000円
税務生命	生保	終身	総務 太郎	総務花子 妻	80,000円	80,000円
4 (a)のうち新保険料等の金額の合計額		A 25,000円		計(1)+②	40,000円	
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		B 80,000円		②	45,000円	
4 (a)の金額の合計額		C 80,000円		計(4)+⑤	40,000円	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		D 90,000円		計(4)+⑤	40,000円	
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		E 30,000円		⑤と⑥のいずれか大きい金額	40,000円	
計 算 式 I (新保険料等)		A、C又はDの金額		計(7)+⑩+⑪	120,000円	
控除額の計算式		20,000円以下		計(7)+⑩+⑪	120,000円	
20,001円から40,000円まで		A、C又はD×1/2+10,000円				
40,001円から80,000円まで		A、C又はD×1/2+20,000円				
80,001円以上		一律に				
6 地震保険		5 総務太郎		総務太郎 本人	42,000円	42,000円
10 同上		同上		同上	15,000円	15,000円
金額の合計額		B 42,000円		金額の合計額	15,000円	
控除額		42,000円		控除額	50,000円	
42,000円+12,500円=		54,500円		最高50,000円		

あなたの本年中の合計所得金額の見積額	3,600,000円
給与所得①	1,200,000円
事業所得②	600,000円
雑所得③	550,000円
退職所得⑥	0円
①～⑥以外の所得⑦	0円
配偶者の合計所得金額(①～⑦の合計額)	A 550,000円

配偶者特別控除額の早見表	
A欄の金額	控除額B
0円から380,000円まで	0円
380,001円から399,999円まで	380,000円
400,000円から449,999円まで	360,000円
450,000円から499,999円まで	310,000円
550,000円から599,999円まで	210,000円
600,000円から649,999円まで	160,000円
650,000円から699,999円まで	110,000円
700,000円から749,999円まで	60,000円
750,000円から759,999円まで	30,000円
760,000円から	0円

社会保険の種類	保険料支払先の名称	氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額
合計			

支払った保険料の新・旧区分ごとに記入します。

地震保険料の金額の合計額=控除額最高50,000円

3 保険金等の受取人は本人と配偶者等の親族であること。

2 保険料控除証明書等に記載されている新旧区分を記載します。

25,000円×1/2+10,000円=22,500円(新保険用)

80,000円×1/4+25,000円=45,000円(旧保険用)

80,000円×1/4+20,000円=40,000円(新保険用)

90,000円→最高40,000円(新保険用)

30,000円×1/2+12,500円=27,500円(旧保険用)

6 保険の対象となった家に住んでいる本人、又は生計を同一にしてる親族であることが必要です。

45,000円+40,000円+12,500円=107,500円
125,000円⇒最高120,000円

10 国民年金保険料などの直接支払った社会保険料を記載します。給与から差し引かれた社会保険料は記載しません。

この申告書は、平成25年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。裏面の説明をお読みください。